

神奈川県監査委員公表第 22 号

監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成 27 年 10 月 16 日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	小	川	久	仁子
同	茅	野		誠

監第 78 号

平成 27 年 9 月 18 日

（請求人）
大谷 圭三 様

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	太	田	眞	晴
同	小	川	久	仁子
同	茅	野		誠

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 27 年 7 月 24 日に受理した 2 件の住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

請求人から提出され、平成 27 年 7 月 24 日に受け付けた 2 件の住民監査請求

(以下「本件監査請求」という。)は、同一の趣旨で、その内容は次のとおりである。

1 請求人から提出され、平成27年7月24日に受け付けた請求書の内容

(1) ドイツ友好提携記念事業等外国出張旅費に関する請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」のまま。)

請求の要旨

ドイツSuttgartで2014年11月に行われたドイツBW州(バーデン・ビルテンベルグ州)と神奈川県との連携25周年に合わせて、国際課は連携業務(今後5年)のため3名を派遣した。これから述べるようにドイツでの仕事がない中、3名の派遣は必要なく、補助のため出張させるという一般企業では考えられない不適切な判断により不当に公費が支出された。

11月19日

公式行事等会場確認

会場は、BW州が行っており、確認に1名いれば十分であった。

知事出迎え、ミュンヘン総領事出迎え

タクシー等を利用していれば、一人いれば十分であった

11月20日

BW州環境気候大臣と知事との会談にかかわる準備、連絡事項

内容は、日本で終わっており、一人いれば十分であった

BW州主催の公式セレモニー

BW州の準備で行われ、特に対応の必要なし

BW州の昼飯会にかかわる準備

BW州の準備で行われ、特に対応の必要なし

日本国名誉領事共催レセプションにかかわる準備

BW州の準備で行われ、特に対応の必要なし

公表資料作成

一人の方が作成すればよい

11月21日

タイムラー会長と知事との会談にかかわる準備

BW州の準備で行われた、特に対応の必要なし

公表資料作成

一人の方が作成すればよい

グローバル化は私たち中小零細のために特に重要です。より多くのグローバル化を支援するために、国際課長はこの不当行為の非を認め、2人分の海外出張費(266,501円+269,276円=535,777円)の補てんをすることを希望します。

(2) ドイツ商談コーディネーター事業等外国出張旅費に関する請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」のまま。)

請求の要旨

ドイツSuttgartで2014年11月に行われたドイツBW州（バーデン・ビルテンベルグ州）の連携25周年に合わせて、国際ビジネス課は神奈川県企業と現地企業とのマッチング（商談会）おとびセミナー（25周年）及び交流会（セミナーの後）のために、2名を派遣した。これから述べるようにドイツでの仕事がない中、2名の派遣は必要なく、補助のため出張させるとい一般企業では考えられない不適切な判断により不当に公費が支出された。

11月20日

商談会の実施

ドイツBW州の企業の選択選考は、日本の企業に委託されており、当日の確認実施のためにはどう考えても1名いれば十分と思われます。

セミナー交流会の準備

21日に行われたプレゼン企業との事前打ち合わせは日本の企業とであり、日本国内で十分打合せの時間はとれたはず。セミナーでのドイツプレゼン企業に対しては、BWI（BW州国際）が行っていた。セミナー会場の確認なども全てBWIが行っており、一人いれば十分対応できと思われま

11月21日

セミナー交流会の実施

セミナーの会場準備などはすべてBWIが行っており、1人いれば十分です。知事講演のサポートも一人いれば十分と思われます。（知事には、特別秘書とコンサルティングが同行してしていました）

来賓者等のアテンド、写真撮影、

来賓者の多くはドイツ側であり、日本の方も特にアテンドは特に必要ないと思われま

す。また写真撮影も一人で十分と思われま

海外ビジネスは私たち中小零細のためにも重要です。より多くの国際ビジネスを支援するために、国際ビジネス課長はこの不当行為の非を認め、一人分の海外出張費（309,736円）の補てんをすることを希望します。

2 請求人

氏名 大谷 圭三

住所 神奈川県海老名市中新田三丁目 33 番 6 号

3 請求人から提出され、平成 27 年 7 月 24 日に受け付けた事実を証する書面

(1) ドイツ友好提携記念事業等外国出張旅費に関して提出された書面

資料 1 前渡金管理精算票（平成26年11月27日起案）の写し

「件名：旅費外国・国際課・11/18～11/23」

資料 2 復命書（平成26年12月9日起案）の写し

資料3 日程に関する国際課からのメール回答(平成27年7月10日)の写し

(2) ドイツ商談コーディネーター事業等外国出張旅費に関して提出された書面

資料1 前渡金管理精算票(平成26年12月1日起案)の写し

「件名:旅費外国・国際ビジネス課・11/19~11/23」

資料2 執行伺票(戻入)(平成26年12月10日起案)の写し

「件名:旅費外国・国際ビジネス課・11/19~11/23にかかる執行額の戻入について」2件(2名分)

資料3 復命書(平成26年12月3日起案)の写し

資料4 日程に関する国際ビジネス課からのメール回答(平成27年7月9日)の写し

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年7月24日付けで受理した。

第4 監査の実施

請求人から提出された2件の請求書は、同一の理由に基づくものであり、これら2件の請求を併合して監査することとした。

1 監査対象事項

本件監査請求は、県民局国際課が行ったドイツ友好提携記念事業等外国出張及び産業労働局国際ビジネス課が行ったドイツ商談コーディネーター事業等外国出張について、複数の職員の派遣は必要なく、その費用を支出したことは不当であるとして、当該費用の補てんを求めるものであるから、当該出張及びその旅費の支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるかについてを監査対象事項とした。

2 請求人の陳述内容

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく陳述を行った。

平成27年8月17日(月)に、神奈川県横浜合同庁舎2階の第二監査室において、請求人が監査委員に陳述した内容は次のとおりである。

なお、請求人は、作成資料「海外出張における不当」をプロジェクターでスクリーンに映し出して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった。ただし、本件請求に関する発言以外は、記載を省略している。

大谷でございます。よろしく申し上げます。

海外出張の不当ということでお話をさせていただきます。

(略)

海外出張においては、この前言ったように、根本にあるのは、BW州というのは非常にね、神奈川県は私はね、結構プライドを持っていたんだけど、県庁の人達とね、接するようになると、なんかボロボロなんです。ボロボロってというのは例えばね、いろいろな点で例えば、愛知県とか大阪なんてメールマガジンで高いロボット関係の支援とかメールで来るわけですよ。そういうのが全然ないんですよ、神奈川県は。基本的にはですよ。関係ないですけどロボット特区だってね、施策はボロボロ。プライドを持っていたけどね。神奈川県ですごい、いい加減だっていう話ですよ。すごい、いい加減で。それがBW州というのは非常にね、ある時期ね、要するに役人として技術者を入れたらいいですよ、産業振興の局長として。それによって、非常に新しい工業分野での成長、起業になるような所を、ベンチャー支援みたいな事をしっかりやってきて、それが歴史になっているんで、非常にね、あの参考になるんですよ。

で、ご存知のように私は厚木という所にいますけど、指摘は誰もしていないけどね、神奈川県は人口は1,000万人です大体。BW州というのは1,000万人。横浜市の人口知っていますか。400万人ですよ。シュツットガルトというのは州都です。シュツットガルトの人口知っていますか。60万人ですよ。要するにね何を言いたいかということ、神奈川県を、要するに厚木はもう地方なんだよね。神奈川県をすごい集中しちゃって非常にね、あの、集中が悪いのかという話だけど悪い部分もありますよ。だから、そういった事からもドイツというのは、BW州というのはすごいいい連携をしている、非常に参考にするにはいいんだけど、それをなるべく活用させてもらいたいんですよ、うちらだって。だけど、こんなことやってたんじゃね、しょうがねえだろうという話だよね。で、これがね、何度も言うけど、不当かっていうと分かんないし、はっきり言って。はっきり言って、あなた達の評価は分からないし。不当だなんて一般の人が思ったら、不当だという事ですよ。それを言わなければ。それがおかしいんだったらね、何か言ってくださいよ、それで。一般の企業で働いている人が、それは不当だよと。こんなのはさ、俺がオーナーだったらですよ、首にしますよね、そんなの。馬鹿かっていう話だよね。この前の話だってそうですよ。この前の話だって、チェック入るからどっかでチェック入るだろうけど、入なくて。オーナーがそれを知った時はそれは首だよ、それは。そんなの考えられないもん、だって。それをね、一般の人が思って不当だという事に対して、あなた達は不当じゃないというなら、あの、ちゃんとした事を言えば、それはおかしい話だと思いますよ、私は。これもそうです。準備はね、だってメールでやっているんですよ。で、例えば黒岩知事が行ってね、話をしますよと。で、そういうアレンジなんか全てメールでできるじゃん。

で、その責任は全てBW州が負っているんですよ。で、その場で会議をやって何かを決めますよという事も、担当の者も必要ですよとか、違う担当者も必要ですよとか、それはそうだよ。これだけの人数が出張させる必要はあ

るけど、全部決まっていますよ。現場のアレンジは、BW州が十分行っているじゃないですか、BW州が。私が見たのは、国際ビジネスグループのセミナーやったときのね、会場準備というのはね、ドイツのシュツットガルトの商工会議所で場所のアレンジとか、そういうのはみんなBWIがやっていますよ、もちろん。もちろん、手伝ってたけどね。そんなのはさ、1人いれば十分でしょうよ、あいさつ程度で。で、黒岩さんにはね、あの少なくとも1名の方がいらっしゃるわけだから。あの、1名じゃない、2の方がその他に付いておられるんで、特別秘書の千田さんという人と、お名前は忘れたけれどコンサルティングの方が付いておられるので。その他の話ですよ、職員の方は。で、あの、これについてもね、国際課の前の、非常にね異動が激しいってというのはね、民間と比べて異常だと思いますけど。6月までの副課長は、国際課の課長は、次は5年だと、5年のときは直しますと言っていたよ。もう、関係ないから、6月で異動しちゃった人は。やった人は、副課長もそう。それぐらいの意識しかないんだよ。別にね、あの、何ていうの、5年に1度の役得みたいない感じでやっているんだよ、はっきり言って。何の用もないのに、何も用ないですよ、3人行ったって。課長1人ぐらいはそれはさ、行って話してあいさつとかあるかもしれない。課長1人ぐらいは必要かもしれないけど、それぞれ1人ぐらいはね。あの、だから合計2人は。5人はいないと思いますよ。要は、あと言いますが、民間の会社だとこんな事はさせない。当たり前だろう。したら、終わりですよ、こんなのは。当たり前じゃない。何しに行ったんだという話だよ。全部やってくれたんじゃないかという話だよ。その辺が分かんねえっていうんだったら、しょうがないと思うんですけどね、5人の人達だって。その辺が小さな事だけ。

で、何度も言うように、担当から見るとね、非常に、こうやって粗が目立つわけよ。当たり前だけど。神奈川県のとやってる事に対して、色々。

最初に言わなかったですけど、10年前にね、私はロボットで起業して、細々とやって来たけど、要するに、サラリーマンやってる時は何にも気付かなかったけど、味方はね、県とか市だけなんですよ、考えてみたら。そういう人達が、一応、支援するって事になっててね、要するに、支援する人達が、支援する気がないレベルまで落ち込んでると。そういう事をね、直していきたいんですよ。以上です。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、ドイツ友好提携記念事業等外国出張を行った県民局国際課及びドイツ商談コーディネーター事業等外国出張を行った産業労働局国際ビジネス課を選定し、平成27年8月21日(金)に横浜合同庁舎2階会議室において、国際課に対する職員調査を、同月24日(月)に横浜合同庁舎2階会議室において、国際ビジネス課に対する職員調査を実施した。

(1) 国際課

同月21日の職員調査における国際課の主張の要旨は、次のとおりであっ

た。

ア 外国出張の目的

本県とドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州との友好提携 25 周年に際し、同州を訪問し、友好提携 25 周年記念事業に出席し、クレッチュマン州首相と会談を行うほか、覚書の締結等を行い、今後の交流の充実を図る。

イ 外国出張者を 3 名とした理由

バーデン＝ビュルテンベルク州との連絡調整、訪問日程の進行管理、記念事業に係る連絡調整、神奈川県庁との連絡調整、各行事の記録、知事介添え、公表資料の作成、緊急事態対応、宿泊・移動等の庶務関係の処理を行う必要が見込まれた。

公式行事における外国出張については、これまでも職員 3 名での出張としており、財政状況を踏まえ一旦は職員 2 名での出張も検討したものの、平成 26 年 8 月に実施した他の事業の外国出張において、2 名の出張としたため、手が足りずに事業に支障が出たことから、業務内容を精査した結果、3 名の職員の随行が不可欠であると判断した。

ウ 外国出張における職員の業務内容の実績

(ア) 11 月 19 日の業務内容の実績

公式行事等会場確認、知事出迎え、ミュンヘン総領事出迎えを行った。

ドイツ側関係機関（バーデン＝ビュルテンベルク州）は知事出迎えに同行したが、事務手続等は本県職員が行っており、知事付き添い及び誘導、車の手配及び駐車場の確認、荷物・宿泊・食事等の庶務関係の処理など、職員が手分けをして業務を行う必要があった。

(イ) 11 月 20 日の業務内容の実績

州環境・気候・エネルギー大臣と知事との会談への出席に係る準備、連絡調整、記録、知事介添え、州首相主催の公式セレモニー、覚書署名への出席に係る準備、連絡調整、記録、知事介添え、州首相主催の昼食会への出席に係る準備、連絡調整、記録、州首相及びシュツットガルト日本国名誉領事共催レセプションへの出席に係る準備、連絡調整、記録、知事介添え、公表資料作成・調整を行った。

ドイツ側関係機関（バーデン＝ビュルテンベルク州）は、各行事における会場設営等を行ったが、メールでの事前調整のほかに現地を確認した上での日本側出席者（知事や来賓など）との連絡調整や案内、記録作成、写真撮影などの業務は本県職員が行う必要があった。

州首相主催の公式セレモニー開催時においては、課長はセレモニー全体の進行状況の把握、知事あいさつ・覚書締結・記念品交換等の段取りに合わせて、知事介添えを実施、知事の州首相及び総領事への対応の補佐を、グループリーダーは相手方の事務責任者との事前確認、公表資料等の作成のための行事内容の記録を、主任主事はセレモニーの進捗状況

に応じた調整及び対応、スケジュール管理、公表資料等の作成のための写真撮影を行うなど、限られた時間の中で職員が同時に手分けをして業務を行う必要があり、1名では対応できなかった。

(ウ) 11月21日の業務内容の実績

タイムラー会長と知事との会談への出席に係る準備、連絡調整、記録、知事介添え、公表資料作成・調整を行った。

ドイツ側関係機関(バーデン＝ビュルテンベルク州)では、会談の事前調整及び設定は行ったが、知事の介添え、記録作成、写真撮影などの業務は本県職員が行う必要があった。

(I) 11月22日及び23日の業務内容の実績

空港での出入国時においては、課長は知事付き添い、誘導を、グループリーダーは全出張者の出入国審査手続きの対応、全出張者の荷物の預け入れ・受け取り対応を、主任主事は通信機器等の渡航に係る資機材の準備、空港職員との連絡調整を行うなど、職員が同時に手分けをして業務を行う必要があった。

(2) 国際ビジネス課

同月24日の職員調査における国際ビジネス課の主張の要旨は、次のとおりであった。

ア 外国出張の目的

県内中小企業とドイツ企業との商談会(委託事業)事業の実施調整、知事が友好提携25周年記念事業出席のため、ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州を訪問するのに合わせ、神奈川県投資環境を紹介することでドイツ企業の本県への誘致を図るとともに、県内中小企業のドイツ市場における事業拡大(販路拡大・進出)を支援する「神奈川経済セミナー・交流会」を開催する。

イ 外国出張者を2名とした理由

県内中小企業とドイツ企業との商談会(委託事業)事業の実施に係る業務、経済セミナー・交流会開催に当たり、実施会場の事前確認、関係者(講演者やプレゼンする企業、ドイツ側関係機関など)との事前打ち合わせ、準備(会場設営、資料配布、知事講演等のデータ準備など)、実施に伴う業務(来賓の案内、知事講演等のサポート、当日の記録など)、片付け、記者発表資料作成など、業務が多岐にわたり、同じ時間帯に異なる業務を行うことが見込まれた。

こうした業務以外にも、突発的な業務や現地で判断を求められる業務が発生する可能性があることから、担当者以外に総括的な立場の職員が必要と考えた。

以上のことから外国出張者は2名とした。

ウ 外国出張における職員の業務内容の実績

(ア) 11月20日の業務内容の実績

ドイツ企業との商談会の進行等に関する受託事業者との調整、商談会の実施状況の確認、商談会の受託事業者との追加業務に係る調整、委託業務の追加指示、翌日の経済セミナー・交流会の会場確認、翌日の経済セミナーでプレゼンする企業との事前打ち合わせ、経済セミナー・交流会実施に当たって、ドイツ側関係機関（バーデン＝ビュルテンベルク州国際経済学術協力公社（BWI））との進行等に関する事前打ち合わせなどを行った。

ドイツ企業との商談会については、ドイツ側関係機関の業務はなく、商談会の実施は受託事業者が行ったが、本県職員は受託事業者との調整や実施状況の確認をする必要があった。

また、当初想定されていない、突発的な業務として、委託業務の追加業務に係る調整及び追加指示が必要になり、現場で速やかに判断・対応しなければならなかった。

(イ) 11月21日の業務内容の実績

税関に留め置きされていた経済セミナーの資料等の受取り、関係者（講演者やプレゼンする企業、ドイツ側関係機関など）との事前打ち合わせ、準備（会場設営、資料配布、知事講演等のデータ準備など）、実施に伴う業務（来賓の案内、知事講演等のサポート、当日の記録（写真撮影含む）、片付け、記者発表資料作成を行った。

経済セミナー・交流会については、ドイツ側関係機関のバーデン＝ビュルテンベルク州国際経済学術協力公社（BWI）が共催しており、広報、事前受付、当日の司会などを行っているが、担当者は会場準備等1名、司会1名のみであり、本県職員が会場設営等の準備をする必要があり、課長代理が講演者等（知事、日本企業等）と最終調整を行ったり、来賓を案内している間に、担当者が会場準備・調整を行わなければならないなど、職員が手分けをして同じ時間帯に異なる業務を行う必要があった。

また、突発的な業務として、経済セミナーの資料等が税関に留め置きされ、現場で速やかに判断・対応しなければならなかった。

第5 監査の結果

1 認定した事実

(1) 旅費に関する制度の概要について

ア 旅費の支給根拠

旅費の支給については、「職員の旅費に関する条例」（昭和31年条例第26号）に次のとおり規定されている。

第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2～5（略）

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によつて行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3～5（略）

イ 外国出張の旅行命令

外国旅費の具体的な事務処理方法については、「旅費事務の手引き（法規編）」で定められており、外国出張については、「外国出張の用務、出張先、出張する職員及び日程等外国出張に係る具体的な事項の調整が完了した時点で、当該職員の所属あるいは外国出張計画所属（以下「主務課」という。）において外国出張に係る方針伺い（以下「方針伺い」という。）を起案する。」とされ、「方針伺いについては、旅行命令権者、主務課の属する部の部長及び主務課の属する局の総務室長等の決裁を受けた上で」出張者に応じた決裁区分により、「総務局組織人材部人材課長、総務局組織人材部長、総務局長、副知事及び知事の決裁を受ける。」とされている。

決裁区分については、神奈川県事務決裁規程第10条で「知事は、おおむね別表第1に掲げる事項を決裁する。」とされており、同規程別表第1の区分2実施方針等で「重要な事業の計画及び実施方針に関すること。」は知事決裁事項とされている。なお、一般職員の外国出張に係る事業の計画に関しては、同規程第11条及び別表第2で総務局組織人材部長の決裁事項とされている。

また、「旅費事務の手引き（法規編）」では、旅行命令簿の起案及び決裁については、「方針伺いについて決裁を受けた後、主務課では、「旅行命令簿・旅費請求書（外国）」（規則第2号様式）を作成し、旅行命令権者の決裁を受ける。」とされ、支出手続等については、「主務課では、当該旅費の概算払をするため、旅行命令簿に請求額を記入したうえ、「執行伺票兼支出命令票」を起票し、決裁を受ける。（以後の処理は、内国旅費の概算払の事務手続に準じて行う。）」とされている。

(2) 本件外国出張に係る方針伺い

本件外国出張は、知事のドイツ訪問に合わせて両課の業務を一連で行ったものであり、「ドイツ・バーデンビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業等に係る知事及び職員の派遣について」の方針伺い（平成26年9月19日起案）を両課合同で行っており、知事、特別秘書、政策顧問が同行することから重要な事業の計画及び実施方針として、知事決裁（平成26年10月10日決裁）を受けており、知事、特別秘書、政策顧問のほか、想定される業務を踏まえて、国際課職員3名及び国際ビジネス課職員2名の派遣

を決定している。方針伺いで予定した目的等は次のとおりである。

ア 目的

(ア) 本県とドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州の友好提携 25 周年となる機会に同州を訪問し、クレッチュマン州首相及び名誉領事主催の記念行事に参加し、覚書の締結等を行う。

(イ) 神奈川経済セミナー及びビジネス交流会を行い、本県の優れた投資環境を紹介するとともに、優れた技術を有する県内中小企業を現地企業等に紹介し、欧州市場への事業展開を支援する。

イ 訪問場所

ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州

ウ 訪問者

知事、特別秘書、政策顧問、県民局国際課職員 3 名（課長、グループリーダー、主任主事）、産業労働局国際ビジネス課職員 2 名（課長代理、主事）

エ 訪問日程

(ア) 知事、特別秘書、政策顧問の日程

平成 26 年 11 月 19 日（水）から同月 23 日（日）まで（5 日間）

日付	内容	
11 月 19 日 （水）	夜	（ヘルスケア・ニューフロンティア推進局用務で訪問予定の欧州の他国より移動） ドイツ・シュツットガルト着 【シュツットガルト泊】
11 月 20 日 （木）	午後	《バーデン＝ビュルテンベルク州友好提携 25 周年記念事業》 クレッチュマン州首相主催レセプション 州・名誉領事館共催レセプション 【シュツットガルト泊】
11 月 21 日 （金）	午前 午後	ダイムラー（ベンツ）社ツェツェ社社長と面会 博物館（又は工場）視察 神奈川経済セミナー、ビジネス交流会 【シュツットガルト泊】
11 月 22 日 （土）	午前	ドイツ・シュツットガルト発 【機内泊】
11 月 23 日 （日）	午前	羽田（又は成田）着

(イ) 国際課職員の日程

日付	内容	
11 月 19 日	未明	（18 日（火）深夜）羽田（又は成田）発

(水)	午前 夜	ドイツ・シュツットガルト着 知事一行出迎え 【シュツットガルト泊】
11月20日 (木)	午後	《バーデン=ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業》 クレッチュマン州首相主催レセプション 州・名誉領事館共催レセプション 【シュツットガルト泊】
11月21日 (金)	午前 午後	ダイムラー(ベンツ)社ツェツェ社長と面会 博物館(又は工場)視察 神奈川経済セミナー、ビジネス交流会 【シュツットガルト泊】
11月22日 (土)	午前	ドイツ・シュツットガルト発 【機内泊】
11月23日 (日)	午前	羽田(又は成田)着

(ウ) 国際ビジネス課職員の日程

日付	内容	
11月19日 (水)	午前 夜	羽田(又は成田)発 ドイツ・シュツットガルト着 【シュツットガルト泊】
11月20日 (木)	全日	(ドイツビジネス市場開拓ミッションに合流) 個別商談会 【シュツットガルト泊】
11月21日 (金)	午前 午後	ドイツビジネス市場開拓ミッション： ダイムラー(ベンツ)社工場視察 神奈川経済セミナー、ビジネス交流会 【シュツットガルト泊】
11月22日 (土)	午前	ドイツ・シュツットガルト発 【機内泊】
11月23日 (日)	午前	羽田(又は成田)着

(3) 本件旅行命令の内容及び旅費の執行状況

ア 国際課

(ア) 旅行期間

平成26年11月18日(火)から同月23日(日)まで

(イ) 旅行者

課長 1 名 (旅行命令者: 課長)、グループリーダー 1 名 (旅行命令者: グループリーダー)、主任主事 1 名 (旅行命令者: グループリーダー)、計 3 名

(ウ) 旅費の執行状況

a 執行伺票兼支出命令票

起案日: 平成 26 年 11 月 11 日

決裁日: 平成 26 年 11 月 11 日 (給与事務センター所長決裁)

支払日: 平成 26 年 11 月 14 日

支払額: 795,753 円 (3 名分)

(I) 旅行者への旅費支給額

a 課長

概算払 259,976 円 (11 月 14 日支払)

精算 ±0 円 (12 月 2 日)

合計 259,976 円

b グループリーダー

概算払 269,276 円 (11 月 14 日支払)

精算 ±0 円 (12 月 2 日)

合計 269,276 円

c 主任主事

概算払 266,501 円 (11 月 14 日支払)

精算 ±0 円 (12 月 2 日)

合計 266,501 円

イ 国際ビジネス課

(ア) 旅行期間

平成 26 年 11 月 19 日 (水) から同月 23 日 (日) まで

(イ) 旅行者

課長代理兼グループリーダー 1 名 (旅行命令者: 課長代理兼グループリーダー)、主事 1 名 (旅行命令者: 課長代理兼グループリーダー)、計 2 名

(ウ) 旅費の執行状況

a 執行伺票兼支出命令票

起案日: 平成 26 年 11 月 7 日

決裁日: 平成 26 年 11 月 7 日 (給与事務センター所長決裁)

支払日: 平成 26 年 11 月 18 日

支払額: 636,672 円 (2 名分)

b 執行伺票 (戻入)

起案日: 平成 26 年 12 月 10 日

決裁日: 平成 26 年 12 月 11 日 (給与事務センター所長決裁)

戻入額: 750 円 × 2 件 (2 名分)

(I) 旅行者への旅費支給額

- a 課長代理兼グループリーダー
 - 概算払 326,936 円 (11 月 18 日支払)
 - 精算 750 円 (12 月 12 日戻入)
 - 合計 326,186 円
- b 主事
 - 概算払 309,736 円 (11 月 18 日支払)
 - 精算 750 円 (12 月 12 日戻入)
 - 合計 308,986 円

(4) 訪問日程 (実績)

ア 知事の訪問日程

平成 26 年 11 月 19 日 (水) から同月 23 日 (日) まで (5 日間)

イ 国際課における日程

(ア) 平成 26 年 11 月 18 日 (火) の内容

- ・ 深夜：国際課職員 3 名羽田空港を出発 (知事等の現地への到着に合わせるため前日出発)

(イ) 平成 26 年 11 月 19 日 (水) の内容

- ・ 午前：国際課職員 3 名ドイツ・シュツットガルト着
- ・ 21:15：知事、特別秘書、政策顧問ドイツ・シュツットガルト着 (知事ほか 2 名は、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局用務で訪問のスイスから移動)、国際課職員 3 名知事一行出迎え

(ウ) 平成 26 年 11 月 20 日 (木) の内容

- ・ 9:00～10:00：知事とウンターシュテラー州環境・気候・エネルギー大臣との会談
- ・ 12:00～12:30：クレッチュマン州首相主催友好提携 25 周年記念セレモニー (バーデン＝ビュルテンベルク州との友好交流促進のための覚書署名)
- ・ 13:00～14:30：クレッチュマン州首相主催昼食会
- ・ 15:00～17:30：州首相及び在シュツットガルト日本国名誉領事共催レセプション

(エ) 平成 26 年 11 月 21 日 (金) の内容

- ・ 9:00～10:00：知事とタイムラー会長との会談

(オ) 平成 26 年 11 月 22 日 (土) の内容

- ・ 10:55：知事、特別秘書、政策顧問、国際課職員 3 名ドイツ・シュツットガルトを出発

(カ) 平成 26 年 11 月 23 日 (日) の内容

- ・ 12:10：知事、特別秘書、政策顧問、国際課職員 3 名羽田空港着

ウ 国際ビジネス課における日程

(ア) 平成 26 年 11 月 19 日 (水) の内容

- ・ 12:40：国際ビジネス課職員 2 名羽田空港を出発

- ・ 19:30：国際ビジネス課職員 2 名ドイツ・シュツットガルト着
- (イ) 平成 26 年 11 月 20 日（木）の内容
 - ・ 9:30～17:15：ドイツ商談会
- (ウ) 平成 26 年 11 月 21 日（金）の内容
 - ・ 13:30～17:30：神奈川経済セミナー・交流会
- (エ) 平成 26 年 11 月 22 日（土）の内容
 - ・ 9:05：国際ビジネス課職員 2 名ドイツ・シュツットガルトを出発
- (オ) 平成 26 年 11 月 23 日（日）の内容
 - ・ 7:00：国際ビジネス課職員 2 名羽田空港着

(5) 復命

ア 国際課

平成 26 年 12 月 9 日作成の復命書では、11 月 20 日（木）の主な内容として、「ウンターシュテラー環境・気候・エネルギー大臣との会談」、「バーデン＝ビュルテンベルク州との友好交流促進のための覚書に署名」、「クレッチュマン首相主催昼食会」、「バーデン＝ビュルテンベルク州首相及び在シュツットガルト日本国名誉領事共催レセプションへの参加」が、11 月 21 日（金）の内容として、「ダイムラー会長との会談」、「神奈川経済セミナー・交流会の実施」が記載されており、それぞれの写真が掲載され、会談や講演の記録が作成されている。

イ 国際ビジネス課

平成 26 年 12 月 3 日作成の復命書では、11 月 20 日（木）の内容として、「ドイツ商談会の開催」が、11 月 21 日（金）の内容として、「神奈川経済セミナー・交流会の開催」が記載されており、それぞれの写真及び概要が掲載されている。

(6) 神奈川県ホームページ及びパブリシティ

ア 神奈川県ホームページ

神奈川県ホームページの「写真で見る！「黒岩日記」」では、11 月 20 日（木）のドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州友好提携 25 周年記念事業の状況として、「ウンターシュテラー環境・気候・エネルギー大臣との会談」、「クレッチュマン首相主催の公式セレモニー」、「州首相及び在シュツットガルト日本国名誉領事共催レセプション」の状況が、写真入りで 11 月 21 日（金）に掲載されており、11 月 21 日（金）の状況として、「ダイムラー会長との会談」、「神奈川経済セミナー・交流会」の状況が、写真入りで 11 月 25 日（火）に掲載されている。

イ パブリシティ（情報提供）

県政記者クラブに対するパブリシティとして、11 月 20 日（木）の「ウンターシュテラー環境・気候・エネルギー大臣との会談」、「クレッチュマン首相主催の公式セレモニー・覚書の締結（友好提携 25 周年記念セ

モニー）」、「クレッチュマン州首相及びカミュラー在シュツットガルト日本国名誉領事共催レセプションへの参加」の状況について、写真入りで11月21日（金）に参考資料送付がされている。

また、11月25日（火）には、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局用務で訪問したシンガポール、フランス、スイスを含めて、11月16日（日）から同月23日（日）までの知事の海外訪問の全日程の状況について、写真入りで参考資料送付がされており、ドイツ・バーデン＝ビュルテンベルク州友好提携25周年記念事業等については、11月20日（木）の主な内容として、「ウンターシュテラー環境・気候・エネルギー大臣との会談」、「バーデン＝ビュルテンベルク州との友好交流促進のための覚書に署名」、「クレッチュマン首相主催昼食会」、「バーデン＝ビュルテンベルク州首相及び在シュツットガルト日本国名誉領事共催レセプションへの参加」が、11月21日（金）の内容として、「ダイムラー会長との会談」、「神奈川経済セミナー・交流会の実施」が記載されている。

2 判断の理由

本件監査請求の監査対象事項である、県民局国際課が行ったドイツ友好提携記念事業等外国出張及び産業労働局国際ビジネス課が行ったドイツ商談コーディネート事業等外国出張について、その旅費の支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に当たるか否かについて、上記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

(1) 本件外国出張の派遣職員数の不当性の有無

神奈川県職員の外国出張については、「旅費事務の手引き（法規編）」において、外国出張に係る方針伺いを起案することと規定され、出張者に応じた決裁区分により、決裁を受けることとされている。

本件外国出張に係る派遣職員数は、「旅費事務の手引き（法規編）」に基づく「ドイツ・バーデンビュルテンベルク州との友好提携25周年記念事業等に係る知事及び職員の派遣について」の方針伺い（平成26年10月10日知事決裁）において国際課職員3名及び国際ビジネス課職員2名とすることが決定されたものである。

神奈川県職員の出張に係る諸規定において、出張用務に応じた所要の派遣職員数を基準として定めたものはない。したがって、この派遣職員数については個々の方針伺い時の行政判断によって決定されることになる。住民監査請求による監査では、行政判断自体は監査対象とはならないが、本件外国出張においては方針伺い時の行政判断が旅費である公金の支出と密接に連動しているため、今回、監査対象とすることとし、行政判断された裁量に逸脱、濫用があったかどうかを判断する。

一般的に、出張用務が会議への参加や情報交換など単純軽微な場合には単独出張も可能である。

しかしながら、本件外国出張は時差を伴う遠隔地で行われるものであり、必要な派遣職員数の決定に当たっては、両課それぞれの業務内容はもとより、複数の業務が同時並行的に進められる場合への対応、不測の事態への対応などに備えて検討する必要があることが認められる。その結果、本件外国出張については、派遣職員数が上記の方針伺いにおいて国際課 3 名、国際ビジネス課 2 名と決定されている。仮に、このような外国出張で単独出張を行うならば相応のリスクを伴うことが予想され、少なくとも 2 名が必要であるとの判断に対して、これを裁量権の濫用とは言い難い。

次に両課の業務内容についてみると、国際課のドイツ・バーデン＝ビュルテンベルグ州と神奈川県との友好提携 25 周年記念事業は、同州との友好提携に係る覚書締結など重要な公式行事として万全を期して実施する必要があるものと認められる。請求人の主張にある事前の準備を同州が行うことになっていたとしても、方針伺い時においては、友好提携の当事者としての現地での準備、連絡調整、公表資料作成のための記録・撮影などの多岐にわたる業務内容と不測事態への対応を想定する必要があるものと思料される。

国際ビジネス課の県内中小企業とドイツ企業との商談会及び経済セミナー・交流会は、県内中小企業関係者も参加して実施されたものであり、これについても万全を期して実施する必要があるものと認められる。請求人の主張にある商談会は委託により行われ、経済セミナー・交流会はドイツ側関係機関（BWI）が準備を行うことになっていたとしても、方針伺い時には、業務の進捗に応じた委託業者との調整、準備、連絡調整、公表資料作成のための記録・撮影などの多岐にわたる業務内容と不測事態への対応を想定する必要があるものと思料される。

こうした状況から、国際課 3 名及び国際ビジネス課 2 名と決定されたことについては、それぞれが想定される業務内容を踏まえて判断したものであることが認められる。派遣職員の内訳は、国際課については課長のほか国際交流・協力グループリーダー及び同グループの主任主事、国際ビジネス課については課長代理兼国際ビジネスグループリーダー及び同グループの主事となっており、これは業務の進行状況に応じて必要な判断・指示や、不測の事態が発生した場合における組織的な判断、対応に備えたものと認められる。

さらに、「1 認定した事実」の「(4)復命」及び「(5)神奈川県ホームページ及びパブリシティ」に見られる実績からみても、各課の業務内容に照らし、派遣職員数の 1 名を超える部分が過剰であったと判断される材料を見出すことはできない。特に、平成 26 年 11 月 20 日正午（現地時間）に行われたドイツ・バーデン＝ビュルテンベルグ州と神奈川県との友好提携 25 周年記念事業における覚書の締結については、その内容とともに翌 21 日（日本時間）には神奈川県ホームページにおいて迅速に公開されている。このように結果的に見ても、国際課の 3 名の派遣が過剰であったとの材料を見出すことはできない。

したがって、本件外国出張に国際課 3 名及び国際ビジネス課 2 名の職員を派遣したことについては、著しく裁量権の範囲を逸脱し、濫用に至るほどの不当

な点があったとは認められない。

(2) 本件外国出張の旅費支出の違法性・不当性の有無

派遣職員数決定から旅行命令手続き、旅費の支出は、「職員の旅費に関する条例」及び「旅費事務の手引き（法規編）」等の諸規定に基づき適切に処理されたものであると認められる。

3 結論

以上のことから、当該出張による公金の支出に違法又は不当性は認められないため、費用の補てんを求めることには理由がない。